

ければならない。

第五條 隣接地の所有者その他の権利者は、前条第一項の規定により営林局長が定めた境界に異議がある場合には、同条第二項の公告のあつた日から起算して六十日以内に、理由を附して、営林局長に対し、その定めた境界に同意しない旨を通告することができる。

第六條 前条の期間内に第四條第二項の通知を受けた隣接地所有者から前条の規定による通告がなかつた場合には、当該期間満了の時に、境界の確定に関し、その者の同意があつたものとみなす。但し、同条の期間内に当該隣接地のその他の権利者から同条の規定による通告があつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により同意があつたものとみなされる場合には、営林局長は、すみやかに、境界が確定した旨を当該隣接地所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しななければならない。

3 前条の期間内に同条の通告があつた場合には、第三條第四項の規定を準用する。

第三章 貸付、使用及び売却
(国有林野の貸付、売却等)

第七條 第二条第一号の国有林野は、左の各号の一に該当する場合に、貸し付け、又は貸付以外の方法により使用(収益を含む。以下同じ。)させることができる。

一 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。

二 土地收用法(明治三十三年法

律第二十九号)その他の法令により他人の土地を使用することができ、事業の用に供するときは、

三 放牧又は採草の用に供するとき。

四 貸し付け、又は使用させる面積が五町歩をこえないとき。

第八條 第二条第二号の国有林野を売り拂ひ、貸し付け、又は使用させようとする場合において、左に掲げる者からその買受、借受又は使用の申請があつたときは、これを他に優先させなければならない。

一 当該林野を公用、公共用又は公共事業の用に供する者

二 当該林野を基本財産に充てる地方公共団体

三 当該林野に特別の縁故がある者で省令で定めるもの

四 当該林野をその所在する地方の農山漁村の産業の用に供する者

第四章 部分林
(部分林の設定)

第九條 農林大臣は、国有林野について、契約により、国以外の者に造林させ、その収益を国及び造林者が分収するものとすることができる。

(部分林契約の内容)
第十條 前条の契約(以下「部分林契約」という。)においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 部分林契約の目的たる国有林野(以下「部分林」という。)の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 植栽(人工下種を含む。以下同じ。)すべき樹種及び本数

四 植栽の期間及び方法

五 手入れの方法

六 伐採の時期及び方法

七 収益分収の割合

八 その他必要な事項
(部分林の持分等)

第十一條 部分林につき、部分林契約に基き植栽した樹木(以下「部分木」という。)は、国と造林者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益分収の割合によるものとする。

2 根株は、国の所有とする。但し、契約をもつて特別の定をすることができる。

3 部分林契約があつた後において天然に生じた樹木であつて、部分木とともに生育させるものとして営林局長が指定したものは、部分木とみなす。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六條(共有物の分割請求)の規定は、部分木には、適用しない。

(部分林契約の存続期間)
第十二條 部分林契約の存続期間は、八十年をこえることができない。

2 部分林契約は、更新することができる。

(保護義務)
第十三條 造林者は、部分林について、左に掲げる事項を行わなければならない。

一 火災の予防及び消防

二 盗伐、誤伐その他の悪害行為の予防及び防止

三 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

四 境界標その他の標識の保存
(林産物の採取)

第十四條 造林者は、左に掲げる部分林の林産物を採取することができる。

一 下草、落葉及び落枝

二 木の実及びきのこ類

三 部分林契約があつた後において天然に生じた樹木(第十一條第三項の規定により営林局長が指定したものを除く。)

四 植栽後二十年以内において手入れのため伐採する部分木
(権利の処分等の制限)

第十五條 造林者は、その権利を担保に供し、又は処分することができない。但し、営林局長の許可を受けた場合は、この限りでない。

第十六條 造林者は、部分林契約の目的以外の目的に部分林を使用してはならない。但し、部分林契約の目的を妨げないとして、営林局長が許可した場合は、この限りでない。

(部分林契約の解除)
第十七條 農林大臣は、左の各号の一に該当する場合には、部分林契約を解除することができる。但し、造林者の責に帰することができない場合は、この限りでない。

一 当該契約に定められた植栽期間の始期から一年を経過しても造林者が植栽に着手しないとき。

二 当該契約に定められた植栽期間が満了しても造林者が植栽を完了していないとき。

三 植栽を終つた後五年を経過しても成林の見込がないとき。

四 造林者が当該契約に定められた植栽、手入れ又は伐採の方法に従わなかつたとき。

五 造林者が第十三條に掲げる事項の実施を怠つたとき。

六 造林者が前条の規定に違反したとき。

七 造林者がその部分林につき罪を犯したとき。

2 前項の規定により部分林契約を解除した場合には、植栽を終つた樹木は、国の所有に帰する。

3 農林大臣は、国又は公共団体において部分林を公用、公共用又は国の企業若しくは公益事業の用に供する必要を生じたときは、部分林契約を解除することができる。

4 農林大臣は、第一項又は前項の規定により部分林契約を解除しようとするときは、造林者に対し、あらかじめ、理由を附して、その旨を通知し、造林者又はその代理人が公開の聴聞において意見を述べ、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 第三項の規定により部分林契約を解除した場合には、国有財産法第二十四條第二項及び第二十五條(契約解除の場合の損失補償)の規定を準用する。この場合において、同法第二十四條第二項中「借受人」とあるのは「造林者」と読み替へるものとする。

第五章 共用林野
(共用林野の設定)

第十八條 農林大臣は、国有林野の経営と当該国有林野の所在する地

方の市町村の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が当該国有林野を左に掲げる用途に共同して使用する権利を取得させることができる。

一 自家用薪炭の原料に用いる枝又は落枝の採取

二 自家用の肥料若しくは飼料又はこれらの原料に用いる落葉又は草の採取

三 自家用薪炭の原木の採取

四 省令で定める林産物の採取

五 耕作に附随して飼養する家畜の放牧

2 前項第三号の規定による権利を取得させる場合は、旧来の慣行その他特別の事由があるときに限る。

3 第一項の規定により国有林野を使用する権利を取得させることを内容とする契約（以下「共用林野契約」という。）の相手方は、当該契約に基づいて当該国有林野を使用することができる者（以下「共用者」という。）の住所の属する市町村とする。但し、市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする場合には、共用者の全員を相手方とすることを妨げない。

（共用林野契約の内容）

第十九条 共用林野契約においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 共用林野契約の目的たる国有林野（以下「共用林野」という。）

の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 採取することができる林産物の種類、数量及び採取方法又は放牧することができる家畜の種類及び頭数

四 使用の対価（使用の対価を徴しないときは、その旨）

五 市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする場合には、その区域及び共用者としての要件

六 その他必要な事項

（共用林野契約の存続期間）

第二十条 共用林野契約の存続期間は、五年をこえることができない。

2 共用林野契約は、更新することができる。

（使用の対価の免除）

第二十一条 共用林野契約において、使用の対価を徴しない旨の定をするのできるのは、当該契約に共用者が当該林野について第十三条に掲げる事項を行うべき旨の定がある場合に限り。

（共用者の地位の得喪）

第二十二条 市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする共用林野契約においては、共用者が当該区域に住所を有しなくなり、その他当該契約に定める共用者としての要件を欠くに至つたときは、その者は、共用者としての地位を失う。

2 前項の契約においては、共用者以外の者で当該区域内に住所を有し、且つ、当該契約に定める共用者としての要件を備えるものは、

省令の定めるところにより当該契約に加入することを当該共用林野を管轄する営林署長及び共用者の代表者に通知することによつて、共用者としての地位を取得する。

（共用林野契約の解除等）

第二十三条 農林大臣は、共用者が左の各号の一に該当する場合に、共用林野契約を解除し、又はその者の使用を制限し、若しくは禁止することができる。

一 その共用林野を当該契約で定められた用途以外の用途に使用したとき。

二 その共用林野につき罪を犯したとき。

三 当該契約に共用者が第十三条に掲げる事項を行うべき旨の定がある場合において、正当な事由がないのに、その実施を怠つたとき。

2 前項の規定により共用林野契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止しようとする場合には、第十七条第四項の規定を準用する。この場合において、「造林者に対し」とあるのは、「共用林野契約の相手方又は共用者に対し」と、「造林者又はその代理人」とあるのは、「共用林野契約の相手方若しくは共用者又はその代理人」と読み替へるものとする。

（共用者等の賠償責任）

第二十四条 共用者が共用林野に損害を與えたときは、市町村との共用林野契約である場合には当該市町村及び共用者が、その他の場合には共用者が連帯してその損害を賠償しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国有林野法（明治三十二年法律第八十五号）は、廃止する。

3 この法律の施行の際現に貸し付け、又は使用させている国有林野については、その契約期間中は、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に存する部分林については、その契約期間中は、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に保護を委託している国有林野については、その委託期間中は、なお従前の例による。

6 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第一条」を「第二条」に改め、「及び北海道における国有林野」を削る。

国有林野整備臨時措置法案

国有林野整備臨時措置法

（国有林野の整備）

第一条 農林大臣は、左に掲げる国有林野（国有林野法（昭和二十六年法律第 号）第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ。）で国が経営することを必要としなもののを当該国有林野を適正に経営することができると認められる地方公共団体その他の者に売り拂ひ、又はその者の民有林野（地方公共団体の所有するものを含む。以下同じ。）と交換することができる。

一 孤立した小団地の国有林野

二 搬出系統の關係により現に孤立した施設を行つてゐる小面積

の国有林野

三 民有林野との境界が入り組んでゐるため経営に支障がある国有林野

四 国有林野でその所在する地方の住民に対しその自家用に供する薪炭の原木を供給する慣行があつたため、現に特別な施設を行つてゐるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号の国有林野につき、売拂又は交換の請求が二以上の者からなされた場合における売拂又は交換の優先順位は、左の順序による。

一 当該国有林野の所在する市町村

二 当該国有林野の所在する都道府県

三 その他の者

3 第一項の交換については、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十七条第一項但書（交換の制限）の規定にかかわらず、価額の差額が、その高価なものとの価額の二分の一をこえないときは、交換することができる。

（売拂及び交換の制限）

第二条 国土の保安上必要な国有林野及び国有林野の経営上必要な林道、貯木場その他の施設は、前条第一項の規定により売り拂ひ、又は交換することはできない。

（延納の特約）

第三条 農林大臣は、第一条第一項の規定により国有林野を売り拂ひ、又は交換する国有林野を買い受ける市町村又は都道府県がその代金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、国有財産法第三

十一 第一項但書(延納の特約)の規定にかかわらず、確定な担保を徴し、利息を附し、十年以内の延納の特約をすることができ、この場合には、同条第二項及び第三項(延納)についての協議及び解除の規定を適用する。

(収入の使途)

第四条 第一項の売拂又は交換による収入金は、左に掲げる使途に充てるものとする。

一 第一項の交換の差金又は同項の売拂若しくは交換に要する経費

二 国有林野に隣接し、これとあわせて経営することを相当とする国有林野を買入れする場合の買入代金及び買入に要する経費

三 国土保安上重要な国有林野で国有林野とあわせて経営することを相当とするものの買入代金及び買入に要する経費

四 国有林野経営上必要な施設に要する経費

(国有林野法等の適用)

第五条 第一項に掲げる国有林野の売拂又は交換については、この法律に規定するものの外、国有林野法及び国有財産法の定めるところによる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した時にその効力を失う。但し、その時までに第一

条第一項の規定によつてした売拂又は交換については、第三条及び

第四条の規定は、その時以後もなおその効力を有する。

○片柳参議院議員 たいだいま御審議を願います国有林野法の提案理由を御説明いたします。

現行の国有林野法は、明治三十二年に制定せられたきわめて古い法律であります。その間、諸情勢の変化に伴ひ、現行に即した国有林野の管理処分をなす根拠法規といつては、安当でない部分が生じておりますので、これを改正する必要があるものであります。制定以来の一部改正により、削除条文がきわめて多く法律体裁上も適切を欠いておられますので、全面改正をいたすこととした次第であります。以下本法案の内容について、その概要を申し上げることにいたします。

まず総則におきましては、法律の趣旨を定めたほか、この法律の適用を受けるのは、農林省の所管する国有林野経営事業に属する国有林野であることと明らかにする規定を設けました。

次に、国有林野の境界が不明で国有林野経営に支障がある場合に關する規定であります。以前は、国有財産法の規定に基き境界査定の行政処分によつて境界を確定して参つたものであります。昭和二十三年の国有財産法改正により該当条文がなくなり、現在のところ、空白状態となつております。しかしながら国有林野は、他の国有財産とは趣を異にし、御承知のような成立の歴史からいたしまして境界の不明な箇所が多く、かくては農業上種々の支障がありますので、境界をすみやかに確定し得るため、何らかの措置をとる必要があるのかんがみ、境界の確定

に關し四箇条を設けた次第であります。もちろんその構想は、以前の境界査定処分のごとく強権的なものではあきません。すなわち境界を確定する必要がある場合には、隣接地所有者に協議のための立会を求めらるものであります。が、相手方の立会を得られないとき、に限り、管林局長は、市町村職員に立会により境界を定めることができるものとすし、その定めた境界を隣接地所有者その他の権利者に通知及び公告するのであり、その場合公告後一定期間を経過しても相手方から不同意の意思表示がないときは、相手方が管林局長の定めた境界に同意したものとみなし、ここに始めて境界が確定するものとするのであります。相手方の意思のいかんにかかわらず一方的に境界確定をする以前の境界査定処分とはまったく性格を異にするものであります。

第三に、国有林野の貸付、使用及び売拂い並びに部分林に關する規定については、おおむね現行法に定めるところを踏襲しております。

最後に、国有林野経営と地元の利用とを調整し、土地の高度利用をはかるため農地調整法に規定してある農業用林野制度の構想にならひ、これとおおむね同様の使用収益の権利を得させる共用林野制度に關する規定を設けることとしたのであります。なお従来の委託林制度は、この共用林野制度に吸収することができまゝです。これを廃止することとした次第であります。

以上が本法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に国有林野整備臨時措置法の提案理由を御説明いたします。

現在の国有林野のあり方は、その成立の歴史から申しまして、国土保安、森林資源の維持培養その他国有林野事業経営の観点から必ずしも合理的であるとは申せません。これが整備を必要とするから認められるのであります。が、その根本的な整備は林政百年の太計にかかるところであり、国有林野の本質に触れるばかりでなく、国土の総合利用の問題にも関連いたしますので、軽々に拙速をもつて処理することはできません。関係者及び学識者の意見も徴し、しばらくの時をかりして、慎重検討の上決すべきであらうと考えます。

しかしながら根本の問題は一応別といたしまして、ただちに措置し得る部分も存在しておりますので、この臨時整備の基準を明らかにし、もつてこれが円滑な実施を促すため本法案を提案いたしますこととした次第であります。以下本法案の内容について、その概要を申し上げることにいたします。

まず第一条は、臨時整備の対象として売拂い、または交換すべき国有林野の範囲及びその相手方の優先順位を規定するとともに、これを円滑に行うため交換に關し国有財産法の特例を設けたのであります。

第二条におきましては、国土保安上重要な国有林野及び国有林野経営上必要な施設は、整備の対象とはならない旨を明らかにしたのであります。

第三条には、代金の延納につき国有財産法の特例を規定し、先程申し述べました交換に關する特例とともに、整備の実施を円滑ならしめる道を開いたのであります。

第四条には、売拂い代金及び交換差金の使途を定め、これら収入金は、こ

れを直接整備に必要な経費に充てるとともに、その資産化をはかる措置を講じた次第であります。

最後に、附則におきまして、本法案の有効期限を定めたのであります。以上が本法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○千賀委員長 これより質疑に入りまゝす。質疑の通告がありますのでこれを許します。平野三郎君。

○平野委員 たいだいま御提案の両法案は、ことに整備法の方は、多年の懸案であります。国有林野の民主的管理を目的とする国有林野解放の意義があるものであります。心から賛意を表するものであります。が、両法案につきまして、二、三お尋ねをしたいと思います。

まず政府の方に国有林の管理につきましても現在の国有林の機構というものは、あまりに複雑煩瑣すぎるのではないかと、現在管林局が十四あるのではありませんか、これはもつと数を少くして、全国的に機構を整備する方が、かえつて能率が上がるのではないかと、このことを考へるものであります。また管林署のごときも四百ぐらゐあるのではありませんか、これはむしろ、このうちの大きな管林署と小さな管林署というものを二つにわけるとか、いろいろなことにした方が、かえつて林政の統一上効果を發揮するのではないかと、このことを考へるものであります。かつて御料林が非常に理想的な経営が行われていたのに、それに課長が三人おられるだけで、十分あれだけの能率を發揮したのであります。

これが今回営林局になつて、しかも全国で十四も今日できておるのであります。その営林局が部長が四人あつて課長が十人あるというふうな今日の複雑な機構であり、営林署にも課長があり係長があるということになつております。これはむしろ簡素化する方がかえつていいのではないかと、ことに民有林の方は、先般森林法の審議の際におきまして申し上げましたように、いかにもまたこれはみすばらしい姿をなしてゐる。国有林の方があまりに内容が複雑重疊をきわめておつて、民有林の方はいかにも貧弱そのものであるという点から見ても、むしろ国有林の機構については、この際再検討をすべきではないかと感ずるのであります。が、林野庁長官の御意見をひとつ伺いたいと思ひます。

○横川政府委員 ただいまお話の国有林野の管理の機構の点でございます。私もどもたゞいまさういふ十四の営林局の場所あるいは管轄区域等につきましても、必ずしも合理的でないといふようなことも考へるのであります。ただいま特に調査の係を設けまして検討をいたさせておるところであります。特に営林署の数は全国で三百三十四ございますが、北海道の国有林及び御料林、従来の国有林、三者合せまして、ほとんどその当時の姿のまま管理経営をやつておるような所もございまして、これをあわせ検討いたしておるところでございます。また地方の林政の組織につきましては、先日この委員会におきましていろいろ御質問いたしたものであります。お話のように、国有林の技術者と地方林の技術者の交流をはかり、できるだけ国有林の

優秀な技術者を地方林政の方にまわすといふようなことも、あわせ検討いたしておるところでございます。近くその調査の結果が出て参ると考へております。

○平野委員 北海道のごときは、私は営林局が一つの方がかえつていいのではないかと思ひます。北海道は現在三つか四つあるようでありまして、むしろこれは北海道の国有林全体を統轄する営林局が一つあつて、その下に小さい営林局とかあるいは小さい営林署のやうなものを置いて、中央と結びついて行くといふことの方がかえつて合理的である。北海道の営林局長が三人も四人もいて、それ、地方から出て来て、中央と別個に折衝をするといふやうなことは、かえつておもしろくないのではないかと、かえつておもしろくない、その点ひとつ御検討をお願いしたいと思ひます。

次に整備法につきまして提案者の方にお尋ねいたしますが、拂下げの對象となつて第一の「孤立した小団地」といふことになつておりますが、これは大体どの程度の大きさのものを考へておられるか。

○片柳参議院議員 この小団地の具体的な検討につきましては、別途森林法で規定をされておりますところの中央森林審議会で、この法律の実施につきましては、具体的な基準をひとつ決定をしてもらいたいといふふうに考へておりました。この点につきましては、政府当局ともいろいろ意見を交換しておりますが、大体現在のわれわれの考へでは、最高千町歩程度のところではないだろうか、これはまだしかし確定したものではありませんが、提案

者としての大体の気持はそんなところ考へております。

○平野委員 この「孤立した小団地」と申しまして、これは地区によつて非常に考へ方が違つて来るわけで、内地の場合と北海道の場合とは、すでにその大きさについても構想が根本的に違つて来るのであります。しかし大体常識として考へて、特に法律に「孤立した小団地」といふ「小」という字が入つて来る以上は、まず私も五百町歩くらいが標準ではないか、千町歩以上を小団地といふやうなことは、これは常識上あり得ないのではないかと、もちろん千町歩以上のものでも、小団地といふやうな解釈で行くならば、これは北海道あたりへ行けば、そういう所はいくらでも出て来るということになるのであります。それはかえつてこの法律の精神に反して、遂には国有林の荒廢を来すといふやうなことになることもおそれるわけでありまして、やはり北海道とかといふやうな所においては、まず千町歩、内地なども大体五百町歩以下を小団地と考へるといふことを、私は希望するものでございまして、次にお尋ねしたいことは、この拂下げ並びに交換を行われる場合の価格の算定であります。これはやはり中央森林審議会においてそれ、おやりになるのであります。しかし私はおそれることは、全国数百件にわたつてこの種の問題が起つて来ると思ひますが、それを一々中央の審議会が調査をされるやうなことは、とうてい不可能であつて、実際ににおいてはそれ、所轄の営林署ないし営林局で御調査せられたものに基いて、多分中央では言判を押すことになつてはならないかと思ひます。

が、その場合の価格の算定については、それ、拂下げの對象になるところの地元の市町村と政府との間の話合によつてきめるべきものでありますから、その間の価格の算定については、相当いろいろ問題が起つて来ると思へられますけれども、そういう点はどういうふうにお考へてございましょうか。

○片柳参議院議員 拂下げの価格につきましては、先ほど申し上げた審議会での価格の査定をする必要はないと私は思つております。今日でも国有林野を會計法の規定に準拠して拂い下げておりますから、この場合でもやはり會計法の一般の原則に従ひまして、要するに時価によつてこれを拂下げするといふことと考へて、具体的な価格を審議会にまで諮る必要はないと私は思つております。

それから先ほど私の説明いたしました小団地の考へ方につきましては、私もその最高を申し上げたのであります。決して千町歩までとん／＼といふわけではないのであります。大体の考へ方は平野委員と同じやうな考へ方をしておるわけでありまして、

○平野委員 一番重大な点は、今の価格査定の問題であります。これはただ普通の民法上の売買契約とかいふ場合と違つて、政府と国民との間の関係であります。ことに国有林につきましては、御承知の通り多年いろいろな境界、あるいは所有権の争いが續いておるのであります。元來国有林といふものは、もと／＼なかつたわけで、全部部落有林であつたものが、時の政治の關係で今日国有林となつておるのであります。ですから、従つて国有林の歴史といふものは、ほとんど人民との争ひの歴史であつたといつてもいいくらいに複雑な關係があるわけでありまして、今回こういう法律ができる關係上、この機会に、多年の地元の要望であつたところの、われわれの山であつたものがわれわれのもとに返つて来るのだといふやうな觀念が、おそらく相當起つて来るのではないかと、そういたしますと、普通のただ四角四面の価格評価といふことだけではない、相当今までの沿革なり歴史なりを加味した評価でもつて価格を決定する、そうでなければ意味がない。ただ百万円のものや百万円で買ふといふのなら、地元としては思ふも何もないわけ、百万円のものや七十万円でも八十万円でも、いくらかそこらに地元の多年の要望、権利が含まれるといふことにおいて、地方の地元が喜ぶといふやうなことが起るのではないかと私は思ひます。ことに御料林

につきては、元来まつたく部落有林であつたものが、明治維新当時に、ほとんど当時の宮内省の一方的な見解のもとにおいて御料林に編入されたものがたくさんあるのではありませんか、しかしそれは何れも当時の天皇陛下の御所有のものであるということになつた以上は、これに對して異議を申し立てることは不敏にわたるといふような觀念から、ほとんど泣き入りになつていることがたくさんあるのではありませんか、これが今日は国有林になつておりますから、相手が政府であるだけに、地方としては相當強く要望もし、またそれには相當理由のある所もたくさんあるように思ふのでありますが、そういう点については、多少のしんしやくをお考えになるものであるかどうか、ただ国有財産法の規定でもつて行かれるかどうか、その辺のところはどういうものでありますか。

○横川政府委員 お話のように、人情をいましては、沿革もございいますので、できるだけ安い価格でというふうな氣持が出て参るのではありませんけれども、ただいま国の財産でもありますので、やはり国有財産法の規定に準拠して取扱を進めざるを得ないという状態なのであります。その点はひとつ御了承を願います。

○平野委員 最後にもう一点伺いたいことは、民間が国から拂下げを受けたところの代金の支拂いのことです。これが十箇年の年賦ができることになつておられることは非常にけっこうでありますけれども、この利率が九分というのはいささか高きに失するのではないかと、そういう高い利息で行くことになりますれば、せつかく民間の所有

になつた国有林を、やむを得ず切り拂つて、それを納めなければならぬというところに自然なるものではないか。ことに今日窮乏しております地方財政としては、勢いそういうおそれが起つて来ることも考えられますので、その利息の点については、いささか高過ぎるのではないかと思ひますが、どうでございませうか。

○横川政府委員 これは大蔵省の取扱いで定めておられる標準でございしますが、利益の上るものは九分、利益の上らないものは八分五厘という標準ができておるのでありますけれども、これは法律で定めておられるわけでもございませぬ、取扱ひの基準でございしますので、なお折衝いたす余地があるかと存じております。お話のように、森林は非常に低利な事情にございしますので、なお引下げて取扱ひができればというに交渉したいと考えております。

○平野委員 いずれにいたしまして、この法律案は多年の国有林解放の一つの大きな意義があるものでありますので、すみやかなる成立を希望いたします。これについては利権的な關係が伴ふといつたようなおそれがあるが、せつかくこの法律の目的が、運用いかんによつては逆効果を生ずるというふうなこともないとは保しがたいと思ひますので、どうかこれを取扱われましますところの政府当局におかれては、十分ひとつ慎重に運営をしていただきましますと同時に、また中央森林審議会の委員の構成であるとか、またその運営につきては、重ねく慎重に行われんことを希望いたしますして、私の質疑を終ります。

○遠藤委員 私は本法案に對しまして、これは国有林野の關係町村の長いの要望でありまして、大体の趣旨は非常にけっこうだと思ふのであります。が、一点だけ伺ひしておきたいと思ふのであります。それは、ただいま平野委員からの質問にもちよつと触れておつたわけではあります。国有林野の所有区分をはつきりする際に、従来長い間あるいは部落有林として、あるいは入会山と稱して、地元の人たちは、その所有権が地元にあるということをも、何人も疑われないような状況の山が、たくさんあつたわけでありまして、その山につきまして、あのとこの所有区分をはつきりする際に、地元の人たちが、あるいは税金が非常にかかるではないか、官有林にしておけば税金がなくて、簡単にいつでも使えるじやないかというふうな間違つた考えから、卒先してこれは官のものだといふやうなことで、一応名前を官のものにするというやうなことをやつて来たものが少くないように思ふのであります。そういう事例は、国有林の非常に多い東北地方にたくさんあるのであります。そこで、その国有林に編入せられましたあとで、国有林の経営が始まつて参りますと、その経営が非常に厳格な経営をやつて参りまして、民間の人たちが山に入ることを一切禁止するといつたやうな状況になつて参りまして、地元の人たちは非常に驚いた。これは間違つておつた、やはり正しい権利の主張をしなればならぬ、へんなことになるというやうなことで、その後その所有権の問題につきては、請願なり陳情なりが、たくさん出ておつたのであります。現在でもその問題が継続しておるものが

少なくないように私は聞いております。そこで今回のこの国有林野の整備の法律が出るにつきては、そういう問題について、何らかの救済の方法ができるかどうかといふことを、期待しております。そこで、なるほど訴訟をやつておつたけれども訴訟がうまく行かなかつたとか、あるいはまた訴訟をしようと思つたけれども、提訴の期限を切られておりましたために、はや／＼しておつて提訴することができなかつた。みす／＼村のものであるといふことを、だれしもが疑われないやうなものについて、現在官の所有になつておるやうなものもある現状であります。そういうものについて、何らかの救済の方法がこの法律に書いてあるかどうか、それについてどういふお考えであるか、その点を伺つておきたいのであります。

○片柳参議院議員 遠藤委員の御発言の趣旨は、私もまつたくもつとも存じますが、ただ先ほどお話をいたしましたやうに、この臨時措置法は三年間の暫定法でありまして、従つてたまたまのやうな問題は、やはり中央審議會で根本的に審議をして決定をさせんと、輕々にはなか／＼参らぬと思ひます。ただこの法案でも、たとえば第一條の第一項の第四号等は、従来から薪炭原木を地元へ供給しておつた、こういうものを売り拂はせることになつております。この辺に一部の考え方が出ておると考へるのであります。要するに国有林野の会計の独立採算制という問題が別個にありまして、また国有林野の全体の経営にも非常に大きな影響を持つて参りますので、今のやうな点は、この三年間は一応これでやりま

して、根本的な整備の方針は、中央森林審議會で抜本的なものを審議して決定してもらいたい、かやうに考えております。

○遠藤委員 ただいまの提案者の御説明でありまして、第一條の四項には、なるほど自家用に供する薪炭の原木を供給する慣行のある山林については売却を考へる。こういうことになつておりましたが、たまた／＼關葉樹林でありました場合にはその適用を受ける場合も出て来ると思ひますが、国有林の経営の建前から、針葉樹林の植栽をしたとか、あるいは天然更新をすつと続け行くとつたやうな場合には、その山は關葉樹林の場合とまつたく同様な条件にありながら、實際その救済は受けることができない、こういう非常に不公平な問題が出て参ります。かたがたただいまお話のように、この權利關係を今持ち出すと、非常にいろいろの問題が出て来ることはよくわかりまます。この問題は慎重に扱わなければならぬといふこともよくわかりまます。この国有林野整備法ができるこの際に、一応今までの間違ひを間違ひとして主張する機会を、民間に與えたらどうか。そしてその主張が正しいか正しくないか、審議會なり何なりの機関であります。慎重に御審議願ふことはけっこうであります。一応主張する機会を與えたらどうか、こういう意見を持つておるわけではあります。その点について提案者なり林野庁の御意見を、ここに伺つておきたいと思ひます。

○片柳参議院議員 審議會で各地のさやうな従来の沿革なり、あるいはその他の不平不満を審議の際に聞くということ、私はけっこうと思ひます。こ

これは政府当局にもさうな趣旨で私も連絡をしておる最中でありませう。

○遠藤委員 審議会におきまして、いろいろの意見、今までの経過などを聞いて、それを加味するといふ御趣旨のようでありませうが、もしそうだとすると、御意見を聞いて十分に審査して参る、こういう事項を入れることはいかがでありますか、その点についての御意見を伺つておきたいと思ひます。

○片柳参議院議員 中央森林審議会の機構は、たしか森林に関する重要事項を審議するといふことになつておりまして、具体的には書いてないのですが、目的は達成できるのじやないかと考えております。

○遠藤委員 私記憶しておるのですが、たしか明治三十二年の法律がありまして、一箇年の間に異議の申立てをし、もし一箇年の間に異議の申立てがないときは異議なきものとして扱ふ、こういう法律が出ておると思ひますが、従つて、明治三十三年以後にいろいろ材料が出て来たり、あるいは三十二年の間に材料を整えることを怠つておつたりした者は、主張するチャンスが全然奪われておるわけでございます。従つて、この際提案者のせつかくの御意見でありますので、もし許されるならば、チャンスを与えるといふ意味で、法律に一条入れていただく方が、はつきりするのじやないかといふ、提案者の方々の御趣旨とちつとも違わないと思ひます。その点についての御意見を伺つておきたいと思ひます。

○片柳参議院議員 これは意見であります。特にこの法案の中に書きませう。審議会の運用方針として、従来沿革等についてはできるだけ——あるいは陳情はなくても、全面的に過去の官民区分の關係等も十分審査すること、これは当然だと思ひます。それから、特に書きませう。目的は達せられると思ひます。

○野原委員 平野委員や遠藤委員から質問がありましたので、重複を避け、別な問題をお伺いしたいと思ひます。このたびの林野整備法案はいわゆる林野整備であつて、国有林の拂下げそのものを目的としたものではなく、新しい事態に即応した国有林のあり方をきめていくといふことにおいて林野整備といふ名前をつけたものと思ひます。そこを当然問題になります。

○井上(良)委員 売拂い代金の問題について、今平野委員から質疑があつたのですが、これは政府当局と買受けたは譲り受ける本人との話合ひの上で価格をきめる、こういうことですか。

○横川政府委員 納付をしていただけてきめるということでありまして、当然これは契約でございますので、両方の意思が一致いたしませんければ契約が成立しないわけでございます。さうな意味でございます。

○井上(良)委員 国の財産を処分する場合に、それが適当な価格であるかないかといふことは、だれが公正な判定をいたすのですか。

○横川政府委員 営林局長が一応決定をする取扱ひにいたしたいところでありまして、その場合に、その場合に付近の土地の売買価格とか、交通、運搬の状態とか、地味の状態あるいはまた地上物件の採算等、十分詳細な条件をあわせて検討いたしまして、営林局長が決定をいたすことにいたしておる

のであります。

○井上(良)委員 営林局長が、いろいろの資料を整備いたしまして、最も公正な価格を考へておやりになるという御説明でありませうが、問題は、それが公正な価格であるかないかといふ問題は、何を基準にきめるかといふ問題がこゝに起つて来ます。そこで当然、これは最も公正な第三者の權威ある機関にまかせるといふ方法をここで講ずべきじやないかと思ひます。たとへば会計検査院なり、あるいはその他の当該地区の農業委員会の委員の中から、あるいは市町村長その他最も公正な立場におられる方を、特別に価格査定委員といたしまして、さういふものを設けて、ほんとに売拂いまたは譲渡といふものが決して不公平なもので行つていないかといふ國民的な、納得せしめる責任機関をもつてやることが、最も妥當でないか、こう私は考へますが、さういふことについて提案者は考へになつておりましたか。また政府はどう考へになつておりますか。

○片柳参議院議員 ただいまの点は、大體長官からお話があつたような線で、従来も売却しておりました。それで私は特段支障はないと思ひます。やり方でさう不當な結果は起らないといふふうに考へております。もしも非常に不當でありませうれば、これは問題が爾後になりまして効果はないと思ひます。その評価が不当でありませうれば、一応の監督なり牽制はあると思ひます。私は大體これでさしたる支障は起らないといふふうに考へてお

ます。なお政府当局からお答えがあらうと思ひます。

○横川政府委員 ただいま提案者から御説明がありましたように、会計検査院の審査はいずれにいたしても受けるのであります。この法案を提案者と御相談してはどうかといふような御意見も出ておりました。なお大きな金額に達するものにつきましては、事前に会計検査院に協議をするといふ方法も、取扱いを進めて参りたいと思ひます。

○井上(良)委員 提案者は、従来これでやつて来て別大した問題もないから、これでよろう。さういふ御説明のようでございますが、さういふ国有林の拂下げ問題にからんで、いろいろの醜態な事態をわれわれはたくさん聞いておる。現にまた新英特別会計のあの醜態をわれわれ見た場合、一体あいつが行き方ではないかといふ問題——これは非常に交通不便な、また一般世間にもあまり知られない所において問題がとりきめられる關係から、とかく爾後において問題を起すのです。それで会計検査院がその拂下げについて査定をいたしました場合、不当な拂下げだといふことで、一年もあつて査定をして、もうすでに伐採あるいは売却を行つた後において問題が起つて来る。代金の支拂いその他についての詳細な、寛大な規定は設けてあるにかかわらず、売却代金の妥當な価格評価については、少しも親切な規定がない。これは私は片手落ちじやないかと思ひます。

○横川政府委員 先ほど申し上げたのでありますが、原則はあくまでも営林

いると、公正な価格というのは、できるだけ高く、安く売ることとはならぬと

いう意味に聞えるので、その点は間違いない。昔からの縁故を考え、地元の生活を考え、そして地元民の今までの信念と言いますか、山に対する考え方を十分に考えて、そして法規の許す限り安く、それらの気持を考慮して、それらの関係を考慮して特売をして行くというのが、国有林野の本来的趣旨である。と、私もはかたう信するわけであり。従つて、公正と思われぬ価格でやるということに対しては、もちろん異議がないのでありますけれども、その公正なる価格というものは、そういう今までのしきたりを考慮して、むやみに高く売るといふことは、公正なる価格ではないのだ、縁故に応じて地元民の納得できるような価格で売つて行くということが、最も正しい公正なる価格であるという意見を持つてゐることを、この際はつきりと申し上げておきたいと思ひます。

○千賀委員 此の際お諮りいたします。議員淵通君より発言要求がありますが、これを質疑応答を加えて三十分以内でお許しをしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員 御異議なしと認めます。それでは淵通君の発言を許します。

○淵通君 発言を御許可になったのであります。三十分以内に限り、非常に重大な問題を控えております。——い、わは私にとつては十三年來研究し、今日あるを予期して参つた重大な問題でありますので、三十分や一日や二日ではなから、要点を盡さないものであります。その点あらかじめ賢明なる委員諸君には、十分御了解い

ただけると思ふのであります。価格の問題はことに重大であります。また遠藤君の言われるように單純な問題ではありません。ことに提案者が参議院である以上は、衆議院はこれに対してはよほど腰をすえてやらなければいかぬと思ひます。林業議員懇話会で十分意見は盡されたという議論もありませんが、林業議員懇話会の議論は速記にも載らない、将来、日本の国会といたしまして、どういふことが論議されたかが全然残つていないということになる、非常な問題だと思ひます。先ほどの提案者の説明によりますと、これは暫定的につくつたのであるといふので、いわばこれからもう一歩進んで、国有林全体の買上げについても問題があると思ひます。そういう遠大な理想であるだけに事は重大であると思ひます。

それではこの国有林野整備法の前段を見ますと、国有林野の収益性ということに非常に重きが置かれてゐるのであります。国有林野の収益性というところは、国有林野法制定の國家の基本的意思と、はたして合ふものであるかどうか。この草案の前段には、国有林野について収益性というところは一番大きくうたれており、収益性以外については非常に簡單にうたつてゐる。この収益性というものは、それはど、国有林野にとつて重大なものである。国有林野法制定当時においても、収益性はそれはどううたわれなかつた。ところが最近独立採算性ということがやがてましく言われるようになったから、この収益性というものを強くうたうようになったのであります。

○横川政府委員 国有林の収益性というものは、非常にこの法案では強く浮び上つてゐるという御觀察であり、国有林の使命といふものは、もちろん国土保安の維持と、林産物の十分なる供給をはかることが重点であり、収益性は必ずしも最重点とは申し上げられないことになつてゐるのであります。

○淵通君 そうであるならば、この法案の中に「国が経営するを必要としないもの」といふことに限定されてゐることが私は問題になつて来ると思ひます。いかなる理由によつて、国が経営するを必要としないものといふことに限定されておられますか。

○横川政府委員 その森林のあり方、ある場所、あるいはその森林の姿等に、よりまして、その国有林を国有林野のうちにいづまでも持つてゐることが必ずしも必要でないといふものが、それに當るわけであり。

○淵通君 そういたしますと、實際国が経営いたしまして収益性がないものを、民有にまかしてもよろしい、その結果はどうなるかといふことをお考えになつておられますか。たとえば国が経営する、国のエキスパートが経営して収益性のないものを、民営に移した場合、その結果ゆゆしき問題が起る。従ひまして国が経営することを必要としない当該国有林野を適正に経営することができぬ地方公共団体、国が適正に経営できないものを地方公共団体が適正に経営できるかどうか、そういうことは林業経済学上矛盾してゐる、そんなことは習つた覚えはない。

○片柳参議院議員 これは第一条の第一項の各号をごらんになりますと、大体御了解がつくと思ひます。たとえば

孤立した小団地等は、あるいは収益性が別途あるかもしれませんが、国が管理しますと、遠隔地等に小さい団地がありますと、管理費用に相当かかるといふ關係で、彼我相殺しますと、むしろ国としてはマイナスになる。しかしそれを地元がやれば、十分収益性が出て来ることはあると思ひます。決して私は矛盾はいらないと思つております。

○淵通君 それは一つの孤立した団地の国有林野をさされたのでございませうが、少くとも林業経営全体から見たとき、国が経営して経営の成り立たないものが、民営で経営して成り立つはずはない。たとへ小団地といへども、林業経済学上の立場においては、おそらく成り立たないといふことは、林業を若干でも学んだ者ならば、はつきりわかつてゐる。それをできるとお考えになるならば、ぼくは非常におかしい。矛盾と言ふか、とんだ議論ではないかと考えております。

○片柳参議院議員 私は一例として第一条の第一項の第一号の場合を申し上げたわけでありませうが、たとえば第二号の施業上孤立した小団地におきましては、やはり国がするよりも、直接地元でやつた方がむしろ収益性があり、費用はかからないといふ場合もあると思ひます。あるいは第三号の境界が非常に入り組んでゐる場合におきましては、大体同様のことが言えるかと思ひます。私は公正に考えまして、地元がやつた方が管理費はかからないで、収益が上るといふ場合は相当であると考へております。

○淵通君 そうであるならば、小団地といふことは限定されておりますが、

しからば国が経営する以上に民間が経営するならば利益がある場合には、どういふことになりませうか。たとえば国有林がよく問題になるように、農村においては、農村の庭の先まであるところ、九州、中国等各地にある。そういう場合は、むしろ積極的に国有を民営にやつた方が、経営経済学的に利益がある、こういう場合がある。それを一応この整備法でやつたならば、そこまでうたうべき性質のものではないかと思ひます。それはどういふふうに取扱われますか。

○片柳参議院議員 先ほどお話ししましたように、さうな点はなるべく早い機会に根本方針を検討いたしまして、処理を決定いたして参りたいと思ひております。ただいまの野先国有林等は、もちろん拂下げますれば、地元には相当有利になるかもしれませんが、半面冒頭に御指摘のような、国有林野の独立採算制ともこれは関連を持つわけでありませうから、さうな問題はこの臨時措置法ではまだ扱ふことは早いと思ひます。審議会で根本的な検討を進めて行きたいと思ひます。

○淵通君 前にもどりますが、先ほど林野庁長官は、別に森林の収益性に重点を置いてゐない、国土保安上に置いてゐるのだと言われた。こういう考へであるならば、将来国有林野の経営のあり方は尋常ならざる姿であるといふことはだれも知つてゐる。その問題は、将来政府としましては、どういふふうな改革して行くか。特に例をあげるならば、中国地方のごとく、脊葉地帯にはほとんど国有林がない。しかもそのために今日濫伐されておるといふ危険な状態に置かれて、今はほとんど探

おきまして、これは明らかに大学の教授であるいは役所の人、そういう方々が、官尊民卑のはなはだしい時代において編纂されたのでありまして、当時編纂に当つた人が、最近故人になられられましたけれども、はつきり申しておつたことは、この明治林政史というのには、お上に利益になるものだけを取上げて、民に利益なものは全部捨てたのである、現にその書類が残つておるといふことを言明された。特にまた当時の行政裁判所の裁判官をしておつた名前は忘れましたが、その人もはつきりかく申しております。ところで問題は、あらゆる国有林野の保争事件で、

各地方の営林局に参りますと、書類はなくなつた、書類は焼けてしまつた、こう申しております。ところが實際はある。書類の中に深く隠されておるといふ事があるのですが、これに對して、横川長官は絶対に書類は焼けたと言明できるか。もしそうでなければ、国会の権限によりまして、営林局の書類を調査し、明治林政史の真偽を徹底的に調査するところの機關の設置を要求したい。何となれば、先ほど平野君らによつて問題にされたことは、国有林野の成立過程というものはあまりにも一方的であつた。これはもつと根本的な明治林政史にさかのぼつて行かなければならないと考へておるので、それが、それに対して横川長官は、はつきり明治林政史は正しいものであるといふことを確言されますか。

○横川政府委員 昔から営林局にございまして資料が焼けてしまつておりますか、なお現存しておりますか、その辺は私詳しく存じないのでありますが、先ほど申し上げましたように、少くとも明治林業資料に載つております事柄は正しいことであらうと、私はただいまのところ考へておるのであります。私は淵議員のように、あれを詳しく検討したわけではございませんで、その辺の判断能力はないのであります。ただあそこ書いてありますことを信用して読んでおるだけのこと、むづかしいことはよくわからないのです。

○千賀委員 淵君に申し上げますが、お約束の時間が来ますから、すみやかに結論に入りたいと思ひます。

○淵議員 申し返すようですが、しからば明治林政史につきまして、今後

政府は、現在書庫にあるすべての文獻を一応集めて、再検討する、これが一番必要な問題と存じます。それははつきり各大学の教授諸君も申しておりますが、林野庁としましては、それをやることを明言してもらひたい。

○横川政府委員 その資料の所在も私もはつきり確認いたしておりませんので、今ただちにここではつきりとする資料の検討をやるといふことを申し上げることはできないのであります。もしさうな資料がありといたしますれば、十分調査をいたしたいと思ひます。

○淵議員 さうな資料があるなしにかかわらず、日本の国有林野の重大な問題を担当しておられる方々は、国有林野整備法というものを提出して、以上は、少くとも日本の今日までの林野政史についての再検討を加える意味におきまして、根本的な資料と存じます。従つて林野庁は總力をあげて、再度明治林政史にかかわる日本林政史というものをつくるべきだ。これをつくらずに、国有林野を整備しようとか何とかいふことはあり得ない。この根本的な資料をつくつかからなければならぬ。これが科学的な今後の政治のあり方だ。そのくらのことは言明してもらひたい。

○横川政府委員 できるだけ御趣旨に沿うようにいたします。

○大森委員 私は国有林林下げの問題に對していろいろ問題がある、あるいは入札等の意見もあつたのであります。これに關連いたしましてお尋ねをいたしておきたいことは、山は御承知のように、地表面と實際の地面とは大分差があつて、ある地方においては、これを何かの機会にはかつたときに、

はみ出て来たものは国有林なりということによつて、今私の地方などでは問題を起しております。これは親の代から百年以上も自分の所有なりとして植林し、育成して来た山林である。それをたまたまはかつて、どこかはみ出たものが国有林なりということになつて、今それを国が取上げて、安い価格で、立木もすべてを売らなければならぬといふことを言つておるのであります。が、こゝういふ点に對して、林野庁長官並びにこの法案を提案された方面の方々は、どういふふうにお考へておられるか、お尋ねしたいと思ひます。

○片柳参議院議員 ただいまの實際につきましては、林野庁の長官からお答へがあると思ひますが、さうな場合に備へまして、實は境界の確定の法規も設けたのであります。この法律が實施になりますれば、さうな場合には境界の確定をし得る道が開けたわけでありますから、それによつてはつきりラインをきめていただきたいと思ひます。

○横川政府委員 そういう事例もあるといふようなことを、私昔聞いたことがあるのであります。が、やはり情実といふようなものには、沢とか山といふようなものが指示してあります。さうで、大体の地方におきましては、單なる長さだけで処理をするという例はまれなようでございませう。さうな事例がございませうれば、よく検討をいたしてみたいと思ひます。

○大森委員 實はこの問題に對して、私は国税局の方へも参りましたが、なかなか簡単に話がかたない。そこで原木は全部植林したものである。植林したものは民有、いわゆる村民がやつた。ところがよくよくと押して

はかり出して行つたところが、結果は——こゝういふのが、それがなると、この付近はずつと坂なのです。道をつくらうとして、はかつたところ、が、さういふことになつて来た。さうすると、そこに植えてある原木は全部原価価格でなければならぬ、こゝういふことになつておる。これははなはだ奇怪なことであるといふので、私何回も参りましたが、話の折合いがつかない。であるから今長官が仰せられたように、さういふことはないと考へるが、もしもあればといふことであるならば、これは現在私の地方で起つておる問題でありますから、なお私帰つて、一応実地を調査して、図面等に表わしまして、また林野庁の方へ参り、御相談をいたしたい。これは一つの例であります。こゝうしたものをいよいよ押して行きますならば、日本の全山は、私は国有林が半分になると思ふ。今実地面積をはかつてみますと、大体出した所は三倍ある所があるし、また二倍ある所は大体多いのである。現実の面積とは絶対に違つておる。それを測量によつて出て来たから、それは国有林であるといふような扱いをする。さうであるならば、全国の山の半分は国有林といふことに私はなると思われるので、この点を申し上げておいて、私はあらためて図面等によつてまた御相談に参ります。

○千賀委員 この際野原委員から発言を要求せられておりますのでこれを許します。野原正勝君。

○野原委員 森林法の改正及び森林法の施行法案、あるいはまた森林組合の再建の整備あるいは改造の問題、あるいは今審議中の国有林野の整備の問題

であるとか、あるいは国有林野法の改正等に関連いたしまして、林業關係の立法が今日進んでおるわけでありませう。現下の日本の國情から見ても、森林資源に對する諸対策が緊急に講ぜられなければならぬ事態であります。また木材の利用の合理化を促進するとか、その他林業に關する税制問題等もあります。あるいはまた緊急の問題となつておりましたバルブに關する問題であるとか、あるいは坑木に對する対策であるとか、その他緊急の問題が山積しておりますので、この際本委員会に、委員十名からなるところの林業対策小委員会を設置せられんことを提案するものであります。

○千賀委員 野原君の發言に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○千賀委員 異議なしと認めます。それではさういいたします。

小委員及び小委員長の選任は委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○千賀委員 異議なしと認めます。その氏名は追つて公報をもつて報告申し上げます。

○淵議員 片柳さんにお伺ひいたしますが、第一條第一項の第四に、国有林野の薪炭原木を供給する慣行、こゝういふのですが、たとえば具体的に宮崎県の例を申し上げますと、高鍋営林署管内に石河内といふ地帯がある。その周囲は全部国有林である。国有林内に小さな部落がある。従ひましてその石河内村の方々は、生活をするためには国有林の薪炭原木を拂ひ下げてもらつて、

木炭を生産して生活の用に供している。こういう場合、これは自家用に供するものか、あるいは販売用の適用を受けるものかどうか。

○片柳参議院議員 第一条第一項の四号は自家用に供する薪炭の原木とありまして、さうに他に販売するものは、これには一応入らぬのであります。

○淵田議員 これは林業議員懇話会でも相当議論の出た問題ですが、そういった地帯で生活をする、経済の主たる目的は国有林野につながっているという場合には、国有林に從属關係がある。従つて全然独立して、その山の薪炭原木を拂い下げるために特別な取扱いが、私は当然認められなければならぬと思うのであります。

○片柳参議院議員 さような場合には、かせぎ用の薪炭原木は地元に対する縁故特売等の方法で、できるだけやることになつております。

○淵田議員 それ縁故に行つていれば、わざわざこういうことは申しませんけれども、なか／＼縁故に行つていない。従つて境界は非常に窮迫化しておる。そういう場合は、特別な制度を設けて、こういった臨時措置法の中に入れてよい性質のものではないかと思う。別に大した面積ではないのですから、そのくらいのことは臨時措置法においては考へるべきではないかと思ひますが、その点だけお伺ひします。

○片柳参議院議員 さような問題もやはり根本的な計画の審議の際十分検討して、なるべく早く考へて行きたいと思ひます。

○千賀委員長 次会は公報をもつて申し上げることとし、本日はこれにて散

会いたします。

午前十一時三十一分散会

〔参照〕

林業対策小委員

宇野秀次郎君

小笠原八十美君

野原 正勝君

大森 玉木君

足鹿 覺君

小委員長

遠藤 三郎君

中馬 辰猪君

平野 三郎君

小林 運美君

横田甚太郎君

野原 正勝君